

平成21年12月定例会
農林商工委員会

所管事項関係資料

平成21年12月
農林水産部

目 次

- 1 . 『あきた型食料自給力向上対策事業』の取組状況について [農林政策課] ----- 1

- 2 . 農地法等の一部改正に伴う市町村への
権限移譲条例の一部改正について [農林政策課] ----- 2

- 3 . 平成 2 2 年産米の生産数量目標について [水田総合利用課] ----- 7

- 4 . 統合家畜市場の建設に係る国庫補助事業について [家畜生産対策室] ----- 8

- 5 . サクラマス漁業権免許の遅れについて [水産漁港課] ----- 9

- 6 . 平成 2 1 年のハタハタ漁獲状況について [水産漁港課] ----- * *
当日配布

- 7 . 海岸漂着物地域対策推進事業について [水産漁港課 (生活環境文化部)] ----- 1 0

- 8 . 「秋田県ナラ枯れ防除実施方針」の策定について [水と緑の森づくり課] ----- 1 2

- 9 . 秋田県水と緑の森づくり税事業の実施状況について [水と緑の森づくり課] ----- 1 6

1. 『あきた型食料自給力向上対策事業』の取組状況

1. 人(経営)対策 ~ 米粉用米などに取り組む担い手の経営を支援 ~

(1) 米粉用米
 ・本県育成の多収品種「秋田63号」の活用を推進。
 ・県外の大手製粉業者を中心に、実需との契約が成立。
 ・作付面積が大幅に増加し、新潟に次ぎ全国2位の実績。

	H20	H21見込	H21/H20
米粉用米	6.6 ha	461.4 ha	6991%
飼料用米	25.2 ha	127.3 ha	505%
イネWCS	583.3 ha	577.2 ha	99%


(2) 飼料用米
 ・作付面積は、昨年度の5倍以上の増加。
 ・県北の養豚や比内地鶏に給与するため、旧合川のコントリーエレベーターを改修し、飼料用米専用の貯蔵流通拠点(初換算24t対応)が完成。

(3) イネWCS
 ・イネWCSは、助成単価の高い米粉用米等の作付に流れたこともあり、昨年並みの実績となった。
 ・イネWCSに対する国の耕畜連携促進交付金が基本額13,000円/10aに対して、12,700円の交付額が確保されたため、県の交付金が240円(基本額と国の交付額との差300円の8割)に止まったことで、約17,000千円の減額補正となる見込み。

2. 生産・技術対策 ~ 水田フル活用に向け、多様な作物や技術の現地実証を実施 ~

(1) 畜産を活用した自給力向上のための技術実証
 飼料用米の給与拡大につながる独自の・モデル的な取組を実証
 ・現在3集団が申請・取組中。
 (例) JA秋田しんせい由利牛肥育部会・・・飼料用米給与による肥育牛の血液症状及び牛肉の脂肪酸組成等の調査検討。

飼料用稲立毛放牧利用の実証
 (立毛放牧とは、飼料稲を刈り取らずに水田に放牧した牛にそのまま食べさせる技術)
 ・県内3カ所(由利、秋田、仙北)に実証圃を設置。
 ・放牧期間
 由利; 8月17日から69日間、秋田; 9月1日から54日間
 仙北; 9月11日から52日間
 ・本実証では、小面積でも多頭の放牧が可能であり、早生種や極晩生種を作付することで、長期間の放牧が可能と確認。



汎用型飼料収穫機を活用した発酵TMRの周年給与の実証
 (発酵TMRとは、牛が必要とする飼料成分を均一に保たれた混合飼料に乳酸菌を添加して圧縮・梱包・ラッピングして発酵させたもの。)
 ・汎用収穫機により、畜産試験場参観デーでの実演を皮切りに、県内5カ所(イネWCS2カ所、デントコーン3カ所)で収穫作業を実証展示。
 ・畜産試験場において、5月より発酵TMRの周年給与(乳用牛)を実施中。乳量、乳成分、健全性に影響はみられない。

未利用地において家畜放牧を行い、耕作放棄地の再生を実証・・・繁殖牛3頭で90日間1haが目標
 ・鹿角地区では日本短角種、山本地区では黒毛和種を放牧。
 ・野草でも十分飼養可能であること、舎飼いと比べて大幅な労力軽減が可能になることを確認。

(2) 米粉用米として有力な多収品種「秋田63号」の栽培技術の確立
 ・多収品種で米粉用米として期待されている「秋田63号」の低コスト生産に向けた現地実証と種子供給体制の整備。

(3) 水田フル活用に向けたそば、雑穀等の栽培実証
 ・北秋田、山本、仙北、雄勝、平鹿において、そばの新品種、アマランサスやヒエ等の雑穀の栽培技術を実証。

3. 農地(基盤)対策 ~ 水田機能の再生・最大限の発揮 ~

(1) 水稻直播栽培拡大に向けた簡易な圃場整備
 ・農家の関心が高く、多くの要望があったため、100ha分を9月議会で増額補正。
 ・当初計画100haに対して実績見込み177.7ha。142経営体で取り組み、1経営体平均面積は1.3ha。
 ・平成23年度までに500haの事業実施を見込んでいる。

(2) 未利用水田等の活用促進のための農地再生利用対策

本事業は、低未利用水田等を引き受けて農業者が再生作業を行う場合、荒廃の程度に応じて3万円または5万円/10aを支援する国の事業に嵩上げて、県単独に1.5万円または2.5万円/10aを助成するもの。

【事業の実施状況】
 低未利用水田約1万haのうち、農地流動化率を勘案し、年間700haの再生を目標値に設定。
 平成21年度の実績見込み面積は51ha(水田23.8ha、畑27.2ha)で、約115,000千円の減額補正となる見込み。

	H21.10.15現在	
	秋田	東北
地域協議会の設置率	100% (25/25)	65%
H21実施見込面積	51ha	193ha

実績が目標を下回った要因として、
 ・大きな需要が見込まれた市町村が、耕作放棄地等の実態を一筆ごとに調査してから取り組む意向であったこと。
 ・国の標準の事業費が6万円/10a以上に設定されているが、本県で再生作業で取り組まれた水田等は大半が6万円未満であり、制度の想定と異なっていたこと。
 (調整水田や自己保全管理水田などの不作付地は、昨年より1,000ha程度減少しているが、これは本事業を活用せず、農家が自力で再生利用したものと推定される。)

【今後の推進方向】
 県内の低未農地の再生状況等を踏まえ、標準事業費の引き下げや、土地所有者による再生利用も対象とするなど、現場の実態にあった事業スキームにするよう、国に働きかけていく。
 本対策の推進に向け、市町村や地域耕作放棄地対策協議会等の関係機関に対し適切な指導助言を行う。

4. 出口(販売)対策 ~ 水田フル活用を販売面から後押し ~

(1) 県産農産物の需要拡大のための販売面からの支援
 産地やマーケット情報を一元的に管理する情報システムの構築
 ・コンペ方式で業務委託者を選定、今年度中に運用開始の見込み。
 企業開拓員や秋田コーディネーターの設置による需要拡大
 ・企業開拓員(1名)、秋田コーディネーター(3名)を設置し、新たな販路開拓や産地とのマッチングを支援。

(2) 米粉の需要拡大に向けた販路開拓を支援
 ・「秋田63号」を中心に、H22年産米の新規契約の拡大に向け、県内外の製粉業者・飲食店等への営業活動を展開中。

5. 自給力向上対策の推進 ~ 自給力向上対策の進行管理等 ~

自給力アップ戦略推進会議及び自給力向上フォーラムの開催
 ・自給力向上フォーラム 10月21日(秋田ビューホテル)
 イベント等での米粉商品のPRや今後家庭で簡単にできるレシピを公募してレシピ集を作成するなど、一般消費者の米粉需要拡大を推進

2 . 農地法等の一部改正に伴う市町村への 権限移譲条例の一部改正について

農林政策課

1 改正の理由

農地法等が一部改正され、来る12月23日までに施行される予定である。これに伴い、新たに知事の権限に属することとなる事務の一部について、市町村への権限移譲を定める「市町村への権限移譲の推進に関する条例」に追加するため、当該条例を一部改正する必要がある。

2 改正の内容

次の事務を権限移譲事務に加えるとともに、その他所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 農業生産法人以外の法人等であって一定の要件を満たすものに対する権利の設定の許可及び許可の取消し等（農地法第3条第3項及び第4項、同第3条の2第1項及び第2項）【別表第48の2関係】
- (2) 国又は都道府県が農地又は農地等の転用をしようとする場合の許可権者との協議（農地法第4条第5項、同第5条第4項）【別表第49関係】
- (3) 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為をしようとする場合の協議（農振法第15条の2第7項）【別表第51関係】

3 施行期日

平成22年4月1日（一部の規定についてはこの条例の公布の日）

(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。)

三 農地法第八十二条第一項、第三項及び第五項の規定による土地等の立入調査等(前二号に掲げる許可及び第五号に掲げる許可の取消し等に係るものに限る。)

四 農地法第八十三条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収(第一号及び第二号に掲げる許可並びに次号に掲げる許可の取消し等に係るものに限る。)

五 略

別表第五十一(第八条関係)

<p>権限移譲対象事務</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。)第十五条の二第一項、第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)(及び第七項の規定による農用地区域内における開発行為の許可等</p> <p>二・三 略</p>	<p>対象市町村 略</p>
---	--------------------

(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。)

三 農地法第八十二条第一項、第三項及び第五項の規定による土地等の立入調査等(前二号に掲げる許可に係るものに限る。)

四 農地法第八十三条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収(第一号及び第二号に掲げる許可に係るものに限る。)

五 略

別表第五十一(第八条関係)

<p>権限移譲対象事務</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下この表において「法」という。)第十五条の二第一項及び第六項 の規定による農用地区域内における開発行為の許可等</p> <p>二・三 略</p>	<p>対象市町村 略</p>
--	--------------------

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（案）

新		旧	
別表第四十八の二（第八条関係）		別表第四十八の二（第八条関係）	
権限移譲対象事務	略	権限移譲対象事務	略
<p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第三項及び第四項の規定による農地等の権利の移動の許可等</p> <p>二 農地法第三条の二第一項の規定による農地等の権利の設定を受けた者に対する措置に係る勧告及び同条第二項の規定による農地等の権利の設定の許可の取消し</p> <p>三 農地法第八十二条第一項、第三項及び第五項の規定による土地等の立入調査等（第一号に掲げる許可及び前号に掲げる許可の取消しに係るものに限る。）</p> <p>四 農地法第八十三条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収（第一号に掲げる許可並びに第二号に掲げる勧告及び許可の取消しに係るものに限る。）</p>	略	<p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の規定による農地等の権利の移動の許可</p> <p>二 農地法第八十二条第一項、第三項及び第五項の規定による土地等の立入調査等（前号に掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>三 農地法第八十三条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収（第一号に掲げる許可に係るものに限る。）</p>	略
別表第四十九（第八条関係）		別表第四十九（第八条関係）	
権限移譲対象事務	略	権限移譲対象事務	略
<p>一 農地法第四条第一項、第三項（同条第六項並びに同法第五条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による農地の転用の許可等（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。）</p> <p>二 農地法第五条第一項及び第四項の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可等</p>	略	<p>一 農地法第四条第一項及び第三項（同法第五条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による農地の転用の許可等（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。）</p> <p>二 農地法第五条第一項の規定による農地等の転用のための権利の移動の許可</p>	略

(参 考) 農地転用の許可権者の区分状況

申請者 \ 許可権者		2ha以下	2超～4ha以下	4ha超
		県		国
現 行	一般	県の許可	県の許可 協議(県 国)	国の許可
	国	許可不要		
	県			
	市町村	県の許可	県の許可 協議(県 国)	国の許可
改正後	一般	県の許可	県の許可 協議(県 国)	国の許可
	国	協議(国 県) みなし許可	協議(国 県 国) みなし許可	協議(国 国) みなし許可
	県	協議(県 県) みなし許可	協議(県 県 国) みなし許可	協議(県 国) みなし許可
	市町村	県の許可	県の許可 協議(県 国)	国の許可
権限移譲	一般	市町村の許可	同 上 権限移譲対象外	
	国	協議(国 市町村) みなし許可		
	県	協議(県 市町村) みなし許可		
	市町村	市町村の許可		

(参 考)農地法等改正に伴う新たな権限移譲予定事務の受け入れ内諾状況

(平成21年11月20日現在)

	市町村	農地法第3条第1項の 例外的許可等 (農地法第3条第3項、 第4項)	農地法第3条第1項の 例外的許可に係る措 置の勧告・許可の取消 し (農地法第3条の2)	農地転用等に係る国 又は県との協議 (農地法第4条第5項、 第5条第4項)	農用地区域内の開発 行為に係る国又は地 方公共団体との協議 (農業振興地域の整備 に関する法律第15条 の2第7項)
1	鹿角市	-	-	-	
2	小坂町	-	-	-	-
3	大館市			-	
4	北秋田市	-	-	-	
5	上小阿仁村				
6	能代市				
7	藤里町			-	
8	三種町			-	-
9	八峰町				
10	秋田市				
11	男鹿市			-	-
12	潟上市			-	-
13	五城目町			-	
14	八郎潟町	-	-	-	-
15	井川町	-	-	-	-
16	大潟村	-	-	-	-
17	由利本荘市	-	-	-	-
18	にかほ市			-	
19	大仙市				
20	仙北市			-	-
21	美郷町				
22	横手市				
23	湯沢市			-	-
24	羽後町				
25	東成瀬村	-	-	-	

3 . 平成 2 2 年産米の生産数量目標について

水田総合利用課

1 本県の生産数量目標について

11月26日、国は、平成22年産米の全国の生産数量目標を昨年より2万トン減の813万トンと設定するとともに、都道府県別の数量を決定した。

本県の数量は、平成21年産に比べ5,290トン減の461,870トン（面積で80,610ha）となった。

（単位：トン、％）

	21年産	22年産	前年比
全 国	8,150,000	8,130,000	20,000
秋田県	467,160	461,870	5,290
全国シェア	5.73	5.68	0.05

欄は数値訂正

減少の要因は、生産数量目標算定の基準となる過去6年間に於いて、

- ・ 需要が堅調な中食・外食などの需要に対応できていないこと
- ・ 政府米への売り渡しが極端に多く、その多くが販売されなかったこと
- ・ 低価格米の需要が高まる中で、「本県産あきたこまち」や「新潟コシヒカリ」などの銘柄米の販売が苦戦していること等によると思われる。

中食・外食のニーズが高い「めんこいな」などの作付拡大や、環境に優しい「あきたecoらいす」のスタンダード化を進め、農業者団体と一体となったきめ細かい販促活動の展開により、市場シェアの回復を図る。

2 市町村別の生産数量目標の配分について

平成22年産米の配分に関しては、生産調整の実効性確保に配慮しつつ、次の基本的な考え方に基づいて算定する。

(1) 「基本数量割」

- ・ 平成21年産米の市町村別の生産数量目標を基礎として按分

(2) 「米づくり改革要素割」

- ・ 一等米比率、単収の安定度
- ・ 経営所得安定対策加入者の水田面積シェア
- ・ 直播栽培への取組実績
- ・ 有機栽培米、特別栽培米、その他のこだわり米などの取組実績

(3) 「品種別作付誘導推進枠」

- ・ 「あきたこまち」から「めんこいな」等への品種転換量に応じて、数量を算定

(4) 平成21年度における生産調整の取組状況を踏まえた所要の数量補正

上記について、秋田県米政策推進協議会での検討・助言をもとに、市町村別の生産数量目標を最終決定する。

各市町村への配分は、12月25日（木）を予定。

4 . 統合家畜市場の建設に係る国庫補助事業について

家畜生産対策室

統合家畜市場の建設に当たっては、畜産公共事業の活用を予定していたが、国の来年度の公共予算の大幅な縮減方針により、国庫補助事業の採択が困難となった。現在、代替事業を模索しているが、地元負担の増大は避けられない状況にある。

今後、費用負担のあり方等について3農協及び由利本荘市と協議し、2月定例県議会において、当初予算(案)と併せて、来年度以降の対応をご審議願う予定である。

1 . 経 緯

- (1) 統合家畜市場の建設（平成22～23年度）に当たっては、国の畜産公共事業である「畜産担い手育成総合整備事業」（事業種目：地域活性化施設、補助率：55%）の活用、22年度の事業採択に向けて、これまで国と協議を進めてきた。
- (2) しかし、国では、新政権による公共予算の大幅な縮減方針を踏まえ、22年度予算で同事業種目を廃止する方針（11月11日判明）を打ち出したことから、市場建設に当たり当該事業の活用が困難となった。
- (3) なお、これまでの「秋田県統合家畜市場(仮称)検討委員会」において、設置場所や施設規模、年度別スケジュール等については合意済みである。

2 . 今後の対応

- (1) 統合家畜市場は県内畜産農家の長年の悲願であり、一日も早い建設が待望されている施設である。このため、11月19日の「検討委員会」においても、当初計画どおりの建設を目指すことを確認している。
- (2) 今後、事業費の圧縮に努めるとともに、代替事業の可能性を探りながら、由利本荘市の財政状況や3農協の負担能力、新市場の収支見通しを踏まえ、改めて、費用負担のあり方を協議・検討していく。

3 . 年度別スケジュール

平成21年度：基本計画の策定（基本事項の決定、概算設計）

平成22年度：用地取得、敷地造成（実施設計・造成工事）、建設工事（実施設計）

平成23年度：建設工事

平成24年度：新市場の開場

5. サクラマス漁業権免許の遅れについて

水産漁港課

サクラマスの漁業権の内容魚種化については、平成19年度から水系ごとにサクラマス協議会を立ち上げ、1水系1漁業権の免許に向け作業を進めてきたが、内水面漁協・漁業者間の利害調整等に時間を要し、平成22年1月の免許予定が困難な状況となった。

1 これまでの経緯

年 度	内 容
平成19年度 (延べ14回)	・「銀鱗きらめくサクラマス川づくり事業」の開始 ・水系別協議会の立ち上げ ・水系別種苗生産体制の検討と構築
20年度 (延べ10回)	・水系別種苗生産体制の構築 ・増殖計画の検討
21年度 (既 14回)	・水系の構成漁協の要望調査 ・水系別漁場計画の検討

2 今後のスケジュール

時 期	内 容
21年12月 ～ 22年 3月	・漁場計画案の作成 ・内水面漁場管理委員会への漁場計画案の諮問 ・公聴会 ・内水面漁場管理委員会の答申 ・免許内容の公示 ・免許申請（申請期間3か月）
22年 4月	・申請者の適格性等の審査（委員会の諮問・答申） ・免許
22年 6月	・漁業権免許に基づくサクラマス採捕、遊漁の開始

7 . 海岸漂着物地域対策推進事業について

生活環境文化部
農 林 水 産 部
建 設 交 通 部

1 事業の趣旨

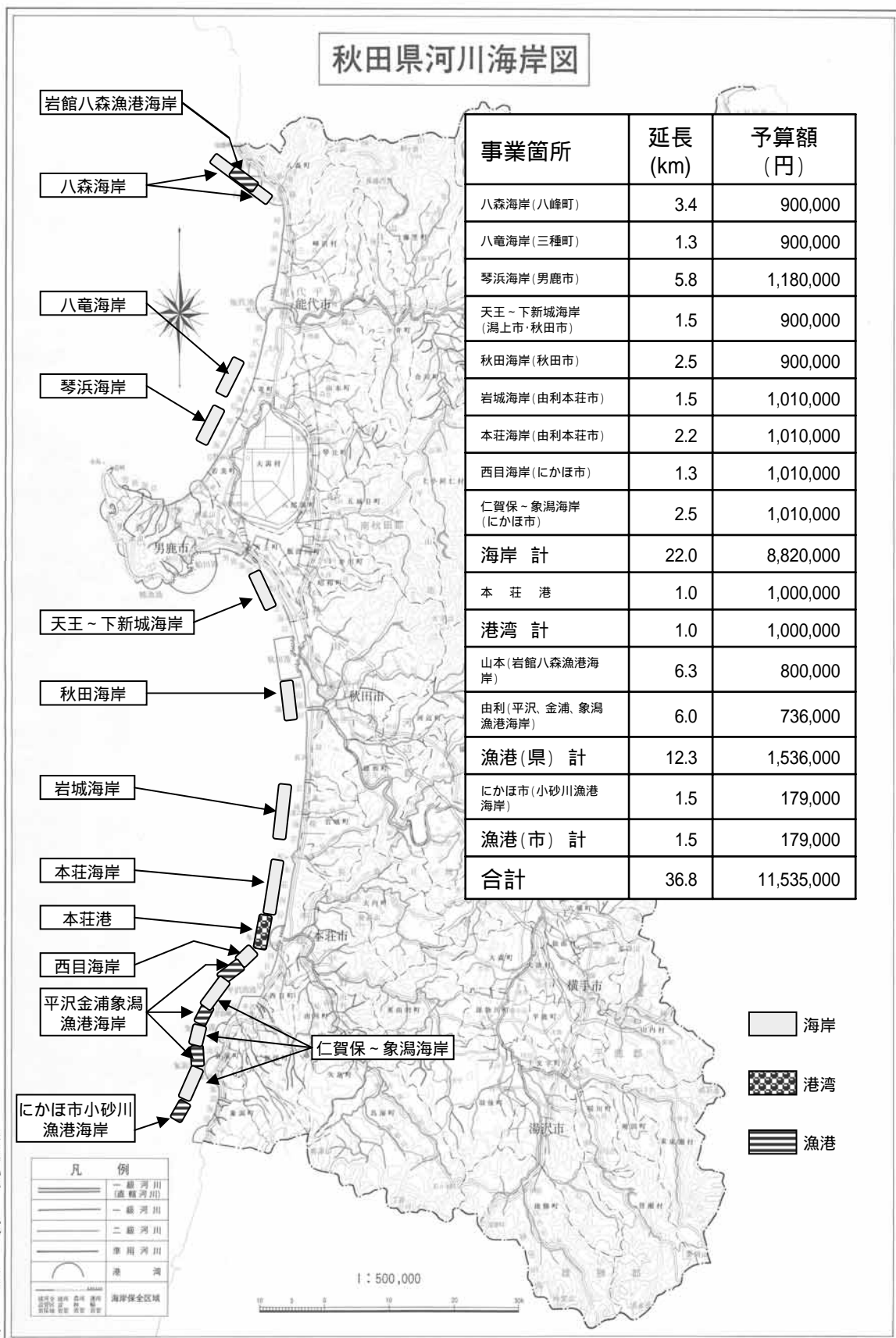
海岸における良好な景観及び環境を保全するため、地球温暖化防止等臨時対策基金を活用して、海岸漂着物の円滑な処理を行い、喫緊の環境問題の解決を図る。(国の補助率：10/10)

2 事業の概要

- 1) 事業期間 平成21年度～平成23年度
- 2) 実施時期 平成21年度：平成22年3月に実施
- 3) 事業主体 各海岸管理者等
・海 岸 県(河川砂防課)
・港 湾 県(港湾空港課)
・漁 港 県(水産漁港課)、にかほ市
- 4) 事業箇所 県内13区域
内訳) 海岸区域 9区域
港湾区域 1区域
漁港区域 3区域
- 5) 事業内容 海岸漂着ごみの回収及び処理
- 6) 実施手段 各海岸管理者等が民間に委託して実施
(にかほ市に対しては、県から補助金を交付)

- 3 予算額 11,535千円
- | | |
|-------|---------|
| 海 岸 | 8,820千円 |
| 港 湾 | 1,000千円 |
| 漁港(県) | 1,536千円 |
| 漁港(市) | 179千円 |

海岸漂着物地域対策推進事業（重点区域海岸漂着物等回収処理実施箇所）



平成九年 秋 田 県

8. 「秋田県ナラ枯れ防除実施方針」の策定について

水と緑の森づくり課

今後のナラ枯れ被害の拡大に備え、「秋田県ナラ枯れ防除実施方針」を策定し、予防策を含めた総合的な防除対策に取り組むこととした。

1 策定までの経緯

(1) 11月5日に専門家会議を開催し、防除実施方針（案）等について検討。

- ・山形県森林研究研修センター 齊藤正一氏（ナラ枯れ防除対策の実践）
- ・（独）森林総研東北支所 市原 優氏（植物生理とナラ枯れの研究）
- ・（独） " 関西支所 衣浦晴生氏（キクイムシとナラ菌の研究）

(2) 11月25日に秋田県森林病虫害等連絡協議会を開催し、防除実施方針を承認。

2 防除実施方針のポイント

国、県、市町村等の防除事業実施者が、保全対象等との関係から「守るべきナラ林」を特定し、効果的、効率的な防除対策を講じることを基本とする。

(1) 地域区分

市町村を単位とする未被害地、被害地A、被害地Bの3つの地域に区分し、被害の発生状況に応じた防除対策を講ずる。

(2) 駆除方法

被害木の駆除は、立木のまま燻蒸する方法を基本とするが、景観が重視される区域については伐倒・燻蒸、さらに搬出可能な場合は伐倒・チップ等に努める。

(3) 予防措置

単木的な予防措置については、殺菌剤による樹幹注入を必要に応じ検討する。

面的予防措置については、「誘引フェロモン」を用いた大量捕殺手法を実証事業として行う。

(4) ナラ林の若返りの促進

モデル的に、老齢の里山広葉樹林を伐採・搬出利用し、林分の若返りを図る。

(5) ナラ被害木の有効利用

移動のルールを定めながら、菌床用チップ等への被害木の有効利用を図る。

秋田県ナラ枯れ防除実施方針

基本的な方針

ナラ類は、県内に散在していることから、防除実施主体である国、県、市町村等が保全対象等との関係から「守るべきナラ林（注）」を特定し、効果的、効率的な防除対策を講じるため以下の方針を定める。

1 地域区分

市町村を単位とした未被害地、被害地域A（被害発生から2年以内の地域）、被害地域B（被害発生から3年以上経過した地域）の3つに区分し、被害発生の状況に応じた防除対策を講じ、被害の拡大を抑制する。

2 駆除方法

被害木の駆除は、立木のまま薫蒸する方法を基本とするが、「守るべきナラ林」のうち森林公園、景勝地、道路そばなど景観が重視される区域については、伐採可能な場合は伐倒・薫蒸、さらに搬出可能な場合は伐倒・チップあるいは伐倒・焼却に努める。

3 予防措置

単木的な予防措置については、殺菌剤による樹幹注入を必要に応じ検討する。
面的予防措置については、「誘引フェロモン」を用いた大量捕殺手法を実証事業として行う。

4 ナラ枯れに強い森林の育成

里山、道路そばなど利用可能な地域において、積極的にナラ類大径木の利用を進め、若い森林育成に努める。

5 監視体制の強化

ナラ枯れ監視員を全県に配置し巡視するとともに、ヘリコプターにより上空から監視を行う。

特に、「守るべきナラ林」については重点的に巡視する。

6 被害木の利用

チップ（菌床用・製紙用）、ペレットなどへ有効利用を図るとともに、被害木移動のルールを周知・徹底する。

地域区分ごとの主要な防除対策

1 未被害地

被害発生を予防するため次の対策を実施

「守るべきナラ林」のうち、文化財的価値等があるナラ類には、単木的な予防措置を検討。

「守るべきナラ林」の重点的な監視体制の整備。

2 被害地域 A （被害発生から 2 年以内の地域）

被害拡大を抑制するため次の対策を実施

被害木については徹底的な駆除に努める。

単木的な予防措置は未被害地と同様に検討。

面的な予防策は実証事業として実施し、被害が激化するのを防止する。

3 被害地域 B （被害発生から 3 年以上経過した地域）

カシノナガキクイムシの生息密度を下げるため次の対策を実施

被害木については駆除に努める。

単木的な予防措置は未被害地と同様に検討。

微害地においては、面的予防策を被害地域 A と同様に実施。

激害地で森林が部分的に消失する恐れのある場合は、ブナなどの陰樹の植栽により森林の回復を図る（保育の省力化）。

枯れたナラ（過年度の被害木）は、位置情報等を電力会社等に提供し、電線等のライフラインが切断されないよう措置する。

注)「守るべきナラ林」とは、ナラ枯れ被害を受けることにより国土保全や景観、電線等のライフラインなどに重大な影響を及ぼす恐れがある森林公園、景勝地、道路そば等の森林

秋田県ナラ枯れ防除実施方針（イメージ）



9. 秋田県水と緑の森づくり税事業の実施状況について

水と緑の森づくり課

秋田県水と緑の森づくり税事業の平成21年度実施状況は次のとおりです。

1 平成21年度水と緑の森づくり税予算額

実施2年目となり、歳出額で対前年度比33%増の4億6千万円で事業を推進。

区分	年度	平成20(千円)	平成21(千円)	対前年度比
歳入見込額		375,504	460,000	122%
	個人 法人	358,056 17,448	380,000 80,000	
歳出見込額		346,280	460,000	133%
	賦課徴収額 事業費	32,000 314,280	0 460,000	

2 事業実施状況等について

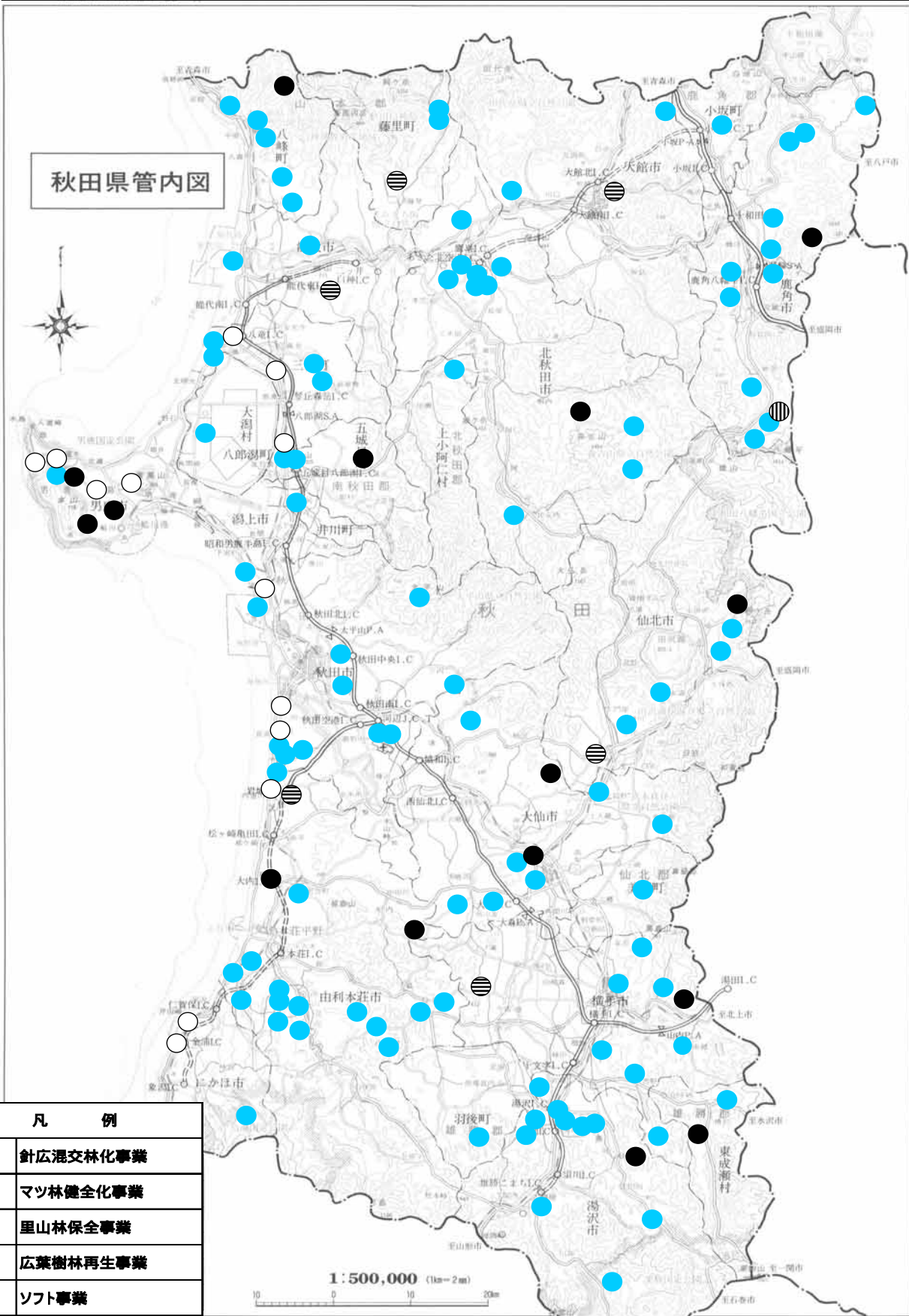
- ・ ハード事業では県内全域34箇所で実施し、11月末現在で12地区完成。
- ・ ソフト事業では森林環境教育の推進、森林ボランティア支援など約1万3千人(103団体)の県民参加を得て森づくり活動を実施。

事業名		事業量	
		当初計画	実施状況
ハード事業	針広混交林化事業	14地区 291ha	16地区315haを実施、 うち2地区41ha完成
	マツ林健全化事業	6地区 156ha	6地区202haを実施、 うち4地区51ha完成
	里山林保全事業	11地区	11地区を実施、うち5地区完成
	広葉樹林再生事業	2地区	1地区を実施、うち1地区完成
ソフト事業	森林環境教育事業	21件	22件、うち17件完了(1,700人参加)
	森とのふれあい事業	28件	28件、うち19件完了(2,000人 ")
	森林ボランティア事業	23件	23件、うち19件完了(1,400人 ")
	県民提案事業	25件	35件、うち20件完了(6,600人 ")
	普及啓発事業	シンポジウム等	2件、うち2件完了(1,500人 ")

3 今後の対応

森林の理解や森づくりの意欲喚起、税の仕組みや用途について、引き続き専用ホームページやリーフレット、県全戸配付広報誌で啓発。

平成21年度 秋田県水と緑の森づくり税事業実施箇所 位置図



凡 例	
●	針広混交林化事業
○	マツ林健全化事業
≡	里山林保全事業
≡	広葉樹林再生事業
●	ソフト事業

平成十九年四月

ソフト事業は森づくり県民提案事業、森林環境学習活動支援事業、ふれあいの森整備支援事業、植樹・育樹ふれあい支援事業、森林ボランティア活動支援事業、森林・林業普及啓発事業の実施箇所を記載。